

○静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例

平成29年10月6日

条例第54号

(設置)

第1条 静岡市は、都市の住民がランニングその他のスポーツ、レクリエーション等に親しむ拠点を提供することにより、市民の心身の健康の保持増進及びスポーツを通じた市民交流の促進を図るとともに駿府城跡周辺の賑わいの創出に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション	静岡市葵区駿府町2番80号

(事業)

第2条 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション（以下「ステーション」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) ランニングその他のスポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関すること。
- (2) スポーツの振興を通じて周辺の賑わいの創出に資するための施設の提供に関すること。
- (3) スポーツ教室、イベント等の企画・運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 ステーションの開館時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、第8条第1項の規定による指定を受けてステーションの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 ステーションの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用料金)

第5条 ステーションの施設のうち更衣室を利用しようとする者は、第8条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、ステーションの入館者が、次の各号のいずれかに該当するときは、ステーションへの入館を拒否し、又はステーションからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等の破損又は滅失等のおそれがあると認めるとき。
- (4) ステーションの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第7条 ステーションの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 ステーションの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

- 2 市長は、指定管理者にステーションの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第10条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がステーションの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がステーションの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) ステーションの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第13条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第11条から第13条まで及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

(平成30年規則第71号で、規則で定める日を平成30年5月1日とした。)

附 則 (令和2年10月9日条例第82号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例(以下「新条例」という。)第5条及び別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第8条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

別表 (第8条関係)

区分	利用料金の限度額
1人1回につき	300円
回数券（11枚つづり。1枚の使用は、1人1回）	3,000円